

議案第 43 号

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する  
条例について

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第174号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(維持管理負担金及び使用料)		(維持管理負担金及び使用料)	
第11条 処理施設の使用者は、別表第3に定める額を維持管理負担金及び使用料として納付しなければならない。		第11条 処理施設の使用者は、別表第3に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を維持管理負担金及び使用料として納付しなければならない。	
2~6 略		2~6 略	
別表第3(第11条関係)		別表第3(第11条関係)	
種別	料金(月額)	備考	備考
維持管理負担金	使用料	維持管理負担金	使用料
一般用	2,343円 305円／1人	同居世帯員4人まで 同居世帯員5人目から	2,130円 278円／1人
学校・保育所等	10,186円	学校・保育所等	9,260円
地区集会所等	2,343円	地区集会所等	2,130円
工場・事務所	2,343円 305円／1人	居住者を除く従業員4人まで 居住者を除く従業員5人目から	2,130円 278円／1人
備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。 2~6 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条及び別表第3の規定にかかるわらず、この条例の施行の日前における使用期間を含む使用月の維持管理負担金及び使用料の額については、なお従前の例による。